

製品安全 データ シート

[混合物用 (塗料用)]

作成
改定

平成25年4月1日

1 化学物質及び会社情報

製品名 トルエン
会社名 日東化成株式会社
住所 〒156-0052 東京都世田谷区経堂1-37-3
担当部門 技術部 赤松 孝之
電話番号 03(3427)7211 FAX03(3429)1617

2 危険有害性の要約

【GHS分類】

物理化学的危険性

引火性液体 : 区分2

健康に対する有害性

急性毒性(経口) : 区分外
急性毒性(経皮) : 区分外
急性毒性(吸入:蒸気) : 区分4
皮膚腐食性及び刺激性 : 区分2
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 : 区分2 B
生殖細胞変異原性 : 区分外
発がん性 : 区分外
生殖毒性 : 区分1 A
特定標的臓器毒性(単回暴露) : 区分1
特定標的臓器毒性(単回暴露) : 区分3
特定標的臓器毒性(反復暴露) : 区分1
吸引性呼吸器有害性 : 区分1
皮膚感作性 : 区分外

環境に対する有害性

水生環境有害性(急性) : 区分2
水生環境有害性(慢性) : 区分外
オゾン層への有害性 : -
(分類できない、該当しないは記載省略)

【GHSラベル要素】



注意喚起語



: 危険

危険有害性情報

- ・引火性の高い液体及び蒸気
- ・吸入すると有害
- ・皮膚刺激
- ・眼刺激
- ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
- ・臓器(中枢神経系)の障害
- ・呼吸器への刺激のおそれ、眠気やめまいのおそれ
- ・長期又は反復ばく露による臓器(中枢神経系、肝臓、腎臓)の障害
- ・飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
- ・水生生物に毒性

【注意書き】

<安全対策>

- ・全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないでください。
- ・この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないでください。
- ・熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけてください。 - 禁煙。
- ・防爆型の電気機器、換気装置、照明を使用してください。
- ・静電気放電や火花による引火を防止してください。
- ・個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けてください。
- ・保護手袋、保護眼鏡、保護面を使用してください。
- ・眼、皮膚、又は衣類に付けないでください。
- ・ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないでください。
- ・取り扱い後はよく手を洗って下さい。
- ・環境への放出を避けてください。

<緊急処置>

- ・火災の場合には粉末消化剤耐アルコール性消化剤、二酸化炭素などを用いて消化してください。
- ・吸入した場合、空気の新鮮な場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させてください。
- ・飲み込んだ場合、無理して吐かせないで、直ちに医師の診断、手当てを受けてください。
- ・眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗ってください。
- ・皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗ってください。
- ・皮膚（又は毛髪）に付着した場合、直ちに、すべての汚染された衣類を脱いで取り除いてください。
- ・汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯してください。
- ・ばく露又はその懸念がある場合、医師の診断、手当てを受けてください。
- ・眼の刺激が持続する場合は、直ちに医師の診断、手当てを受けてください。
- ・皮膚刺激があれば、直ちに医師の診断、手当てを受けてください。

<廃棄>

- ・内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

<保管>

- ・容器を密閉して涼しく換気の良いところで施錠して保管してください。

3 物質の特定成分及び含有量

成分名	P R T R 制度	C A S	含有量 (%)
トルエン	第一種指定化学物質	108-88-3	99%以上

組生物質に関するその他の有害性情報

トルエン : 劇物、皮膚、喉及び眼を刺激する。

4 応急処置

- 目に入った場合 : 直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。
: まぶたの裏まで完全に洗うこと。
: 医師の診断を受けること。
- 皮膚に付着した場合 : 付着物を布にて素早く拭き取る。
: 大量の水及び石鹼又は皮膚用の洗剤を利用して十分に洗い落とす。溶剤、シンナーは使用しないこと。
: 外観に変化が見られたり、痛みがある場合には医師の診断を受けること。
- 吸入した場合 : 蒸気、ガス等を大量に吸い込んだ場合には、直ちに空気の新鮮な場所に移し、暖かく安静にする。
: 呼吸が不規則か止まっている場合には人工呼吸を行う。
: 嘔吐物は飲み込ませないようにする。
: 蒸気、ガス等を吸い込んで気分が悪くなった場合には、空気の清浄な場所で安静にし、医師の判断を受けること。

飲み込んだ場合 : 誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受ける。
 : 嘔吐物は飲み込ませないようにする。

5 火災時の措置

使用可能消火剤 : 水〔 〕、炭素ガス〔 〕、泡〔 〕、粉末〔 〕
 乾燥剤〔 〕、その他〔 〕
 消火方法 : 水を消火に用いてはならない。
 : 適切な防護具（耐熱着衣）を使用する。
 : 可燃性のものを周囲から速やかに取り除くこと。

6 漏出時の措置

: 付近の着火源、高温体及び可燃物を速やかに取り除く。
 : 着火した場合に備えて、粉末又は泡消化剤を準備する。
 : 作業の際には適切な防護具（手袋、防護マスク、エプロン、ゴーグル等）を着用する。
 : 乾燥剤、土、その他の不燃性のものに吸引させて回収する。
 : 大量の流出には、盛り土で囲って流出を防止する。
 : 流出物は密閉出来る容器に回収し、安全な場所に移す。

7 取扱い及び保管上の注意

取扱上の注意 : 換気の良い場所で取り扱う。
 : 容器はその都度密閉する。
 : 周囲での火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。
 : 静電気対策のため、装置等は設置し、電気機器類は防爆型のものとする。
 : 工具は火花防止型のものを用いる。
 : 皮膚、粘膜、又は着衣に触れたり、目に入らぬように適切な防護具を着用する。
 保管所の注意 : 通風の良いところに保管する。
 : 日光の直射を避ける。
 : 火気、熱源から遠ざけて保管する。

8 暴露防止及び保護措置

組成物質の有害性及び暴露濃度基準

成分名	管理濃度	ACGIH (TLV)	IARC	その他の有害性
トルエン	20 ppm	50 ppm	3	LD ₅₀ 636 mg/kg

設備対策 : 取り扱い設備は防爆型を使用する。
 : 換気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにする。
 : 液体の輸送、汲み取り、攪拌等の装置はアースを取るように設備すること。
 : 取り扱い場所の近くには、高温、発火源となるものが置かれてならないような設備とする。
 : 屋内作業の場合には、自動塗装機等を使用するなど作業者が直接暴露されない設備とするか、局所排気装置などにより作業者が蒸気などの暴露を避けられるような設備とすること。
 : タンク内部などの密閉場所で作業する場合には、密閉場所が、特に底部まで十分に換気出来る装置を、取り付けるようにすること。

暴露防止措置保護具

- 呼吸系の保護 : 有機ガス用防毒マスクを着用する。
- : 密閉された場所では、送気マスクを着用する。
- 目の保護 : 保護メガネを着用する。
- 皮膚の保護 : 有機溶剤又は化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用する。
- その他の保護 : 静電塗装をする場合には、電気靴を着用する。

9 物理的及び化学的性質

- 外 観 等 : 無色又は透明液体
- 臭 気 点 : 溶剤臭
- 沸 点 : 110.6
- 蒸 気 圧 : 22mmHg
- 比 重 : 0.866
- pH 値 : 中性
- そ の 他 : 特になし

10 安定性及び反応性

- 引 火 点 : 4.4
- 発 火 点 : 480
- 爆 発 限 界 : 1.2% ~ 7.1%
- 反 応 性 : 接触により危険性のある物質は特になし。
- 安 定 性 : 通常の条件では安定である。
- そ の 他 : 燃焼などによりCOガス発生

11 有害性情報

成 分 名	急 性 毒 性				皮膚腐食・刺激	眼破損・刺激	呼吸器感作性
	経口	経皮	吸入(蒸気)	吸入粉塵(ミスト)			
トルエン	区分外	区分外	区分4	-	区分2	区分2B	-
成 分 名	皮膚感作性	生殖細胞異変原性	発がん性	生殖毒性	特定標的臓器(単回)	特定標的臓器(反復)	吸引性呼吸器有害性
トルエン	区分外	区分外	区分外	区分1A	区分1・3	区分1	区分1

「区分できない」は「-」表記

組成物質に関するその他の有害性情報

- 目に入った場合 : 粘膜を刺激する。
- 皮膚に触れた場合 : 皮膚からも吸収され、中毒を起こす。
: 皮膚を脱脂する。多量の場合、皮膚炎を起こす。
- 吸入した場合 : 呼吸器官を刺激する。
: 多量吸入すると、1～2日位二日酔い起きる。
: 高濃度の蒸気を吸入すると、興奮状態を経て麻酔状態になり酷い場合は死亡することがある。
- 飲み込んだ場合 : 肺に吸収されて化学性肺炎を起こしたり、胃腸刺激や吐き気嘔吐、下痢等を起こす危険性がある。

12 環境影響情報

成分名	水生環境有害性(急性)	水生環境有害性(慢性)	オゾン層への有害性
トルエン	区分2	区分外	-

この物質は、動物や植物、鳥類、昆虫、微生物等に何らかの影響を与える可能性があり、自然環境や水質系にとって有害であり悪影響を及ぼす可能性がある。水に対して特に注意すること。漏洩時、廃棄などの際には注意を守ること。

13 廃棄上の注意

廃塗料、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理を委託する。容器、機器、装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。廃水処理、焼却等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法律に従って処理を行うか、処理を委託する。

14 輸送上の注意

- 共通 : 取り扱い及び保管上の注意の項の一般的注意に従う。
- 陸上輸送 : 消防法、労働安全衛生法の法令の輸送について定めるところに従う
- 海上輸送 : 船舶安全法に定めるところに従う
- 航空輸送 : 航空法に定めるところに従う
- 国連番号 : 1294
- 国連分類 : 3（引火性液体）
- 容器等級 :

15 適用法令

- 労働安全衛生法 : 有機則（第二種有機溶剤）施行令別表第一 危険物（引火性のもの）
: トルエン（407）

- 毒物劇物取締法 : 劇物

- P R T R 制度 : 第一種指定化学物質 トルエン（政令番号300番）
新規562物質

- 消防法 : 第四類第一石油類（非水溶性） 危険等級

16 その他

注意して下さい。商品安全データシートは、危険化学製品について、安全取り危険、有害性の評価は必ずしも十分ではありませんので、取り扱いには十分に扱い確保するための参考情報として、取り扱う事業所に提供されるものです。取り扱う事業所はこれを参考として、自らの責任において個々の取り扱い等の実態に応じた適切な処置を講じることが必要であることを理解した上で、使用されるようお願いいたします。従って、本データシートは、安全の保証書ではありません。

日本塗料工業会編集「原材料物質データベース」/溶剤ポケットブック
危険防災救急便覧 / 国際化学物質安全カード (ICSC)